

生物多様性を取り巻く動向

1) 生物多様性

①生物多様性とは

地球上には3,000万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを生物多様性といいます。この生物多様性には3つのレベルの多様性と、4つの生態系サービスがあります。

②生物多様性の3つのレベル

レベル	内容
生態系の多様性	いろいろなタイプの生態系が、それぞれの地域に形成されていること。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など多様な生態系があります。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。 地球上には3,000万種の生きものが存在すると推定されています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や遺伝子レベルでは違いがあること。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別なもの、遺伝子の違いによります。

③4つの生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。人間の暮らしは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つの生態系サービスを受けています。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。

供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など人の生活に重要な資源を提供するサービス

文化的サービス

精神的充実、美的な楽しみ、レクリエーションの機会などを与えるサービス

調整サービス

気候の緩和や、水の浄化などの環境を制御するサービス

基盤サービス

供給・調整・文化的サービスの提供を支えるサービス



出典：環境省 生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」



④生物多様性の危機

現在、生物多様性は以下の4つの危機にさらされており、自然状態の約100～1,000倍のスピードで種の絶滅が進んでいると言われています。

- 第1の危機：開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- 第3の危機：外来種※¹などの持ち込みによる生態系のかく乱
- 第4の危機：地球環境の変化による危機

2) 世界と日本の主なできごと

◆世界の動向

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを2030年ミッションに

2022年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標※²の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的な姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しています。また、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことを、2030年ミッションとして掲げました。また、このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を、3つのグループから成る23のグローバルターゲットとして定めました。

◆国内の動向

2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略を策定

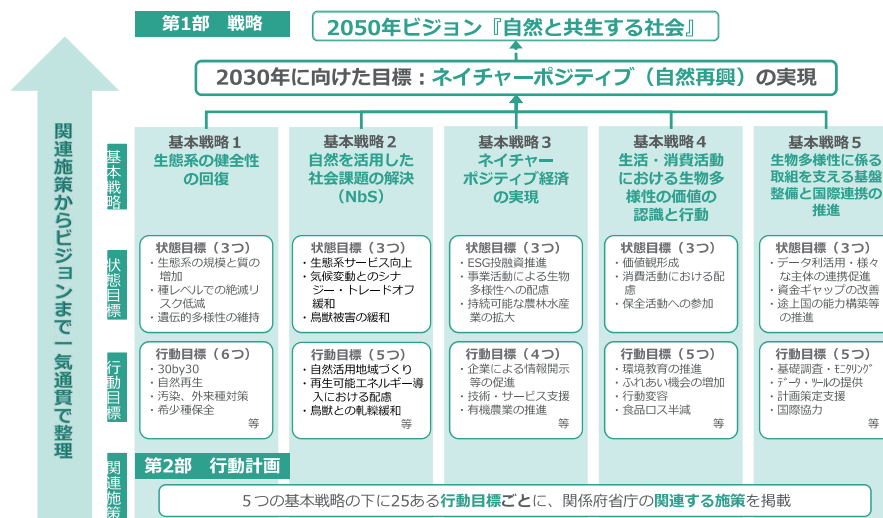
●「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、2023年3月に策定されました。2030年のネイチャーポジティブ※³（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指しています。

※1 外来種：過去、現在の分布域から、人為的に域外に導入されて、そこで野生化した動物・植物をはじめすべての生物種を外来種という。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のことを侵略的外来種という。

※2 愛知目標：2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標のこと。

※3 ネイチャーポジティブ：昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとして「2030年までに生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるために緊急の行動を取る」を掲げた。この考え方のことを「ネイチャーポジティブ」と呼ぶ。



出典：環境省
「生物多様性国家戦略
2023-2030の概要」

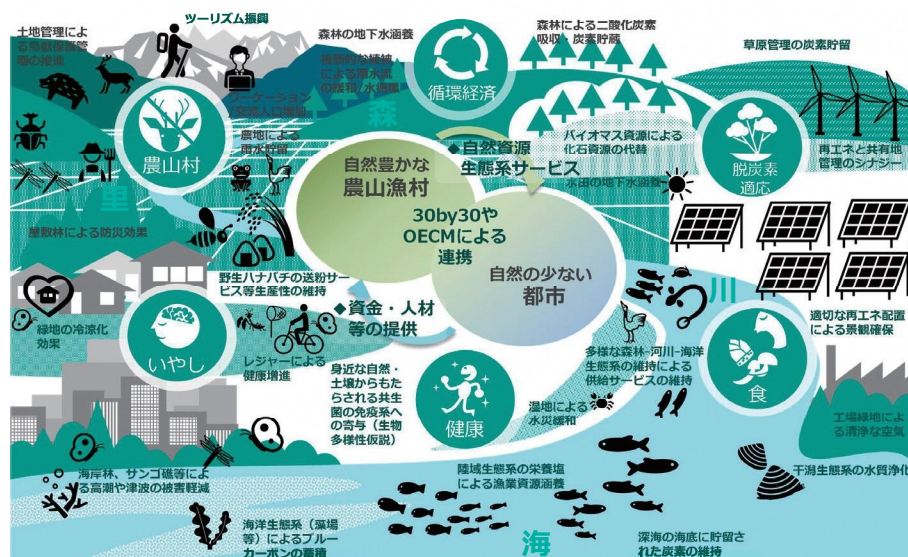
●「東京都生物多様性地域戦略」

東京都では、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、令和5年（2023）年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定しました。3つの基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていくことにより、2030年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。

コラム

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

30by30とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を保全しようとする目標です。目標達成のためには、国立公園などの保護地域の拡張のような国の取組の推進だけではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域（OECM）の拡張など、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが重要とされています。



出典：環境省「30by30実現後の地域イメージ」



包含する分野別計画

豊島区生物多様性地域戦略

1) 位置づけ

本計画では、本節（基本目標Ⅱ）を、「生物多様性基本法※¹」（2008年法律第58号）第13条の規定に基づき、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるものであり、本節の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」など、関連計画と連携した取組を進めるものとします。

2) 本地域戦略の基本的事項

本地域戦略は、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現に向けて取り組むべき施策と取組を示すものです。

計画期間	2025年度から2030年度まで
対象区域	豊島区全域

豊島区における生物多様性の状況

1) 豊島区の生物多様性

① 緑地の状況

令和元（2019）年度に実施した緑被現況調査によると、豊島区の緑被総面積は172.16ヘクタールで、緑被率は13.23%です。また、屋上緑化の割合は0.48%です。

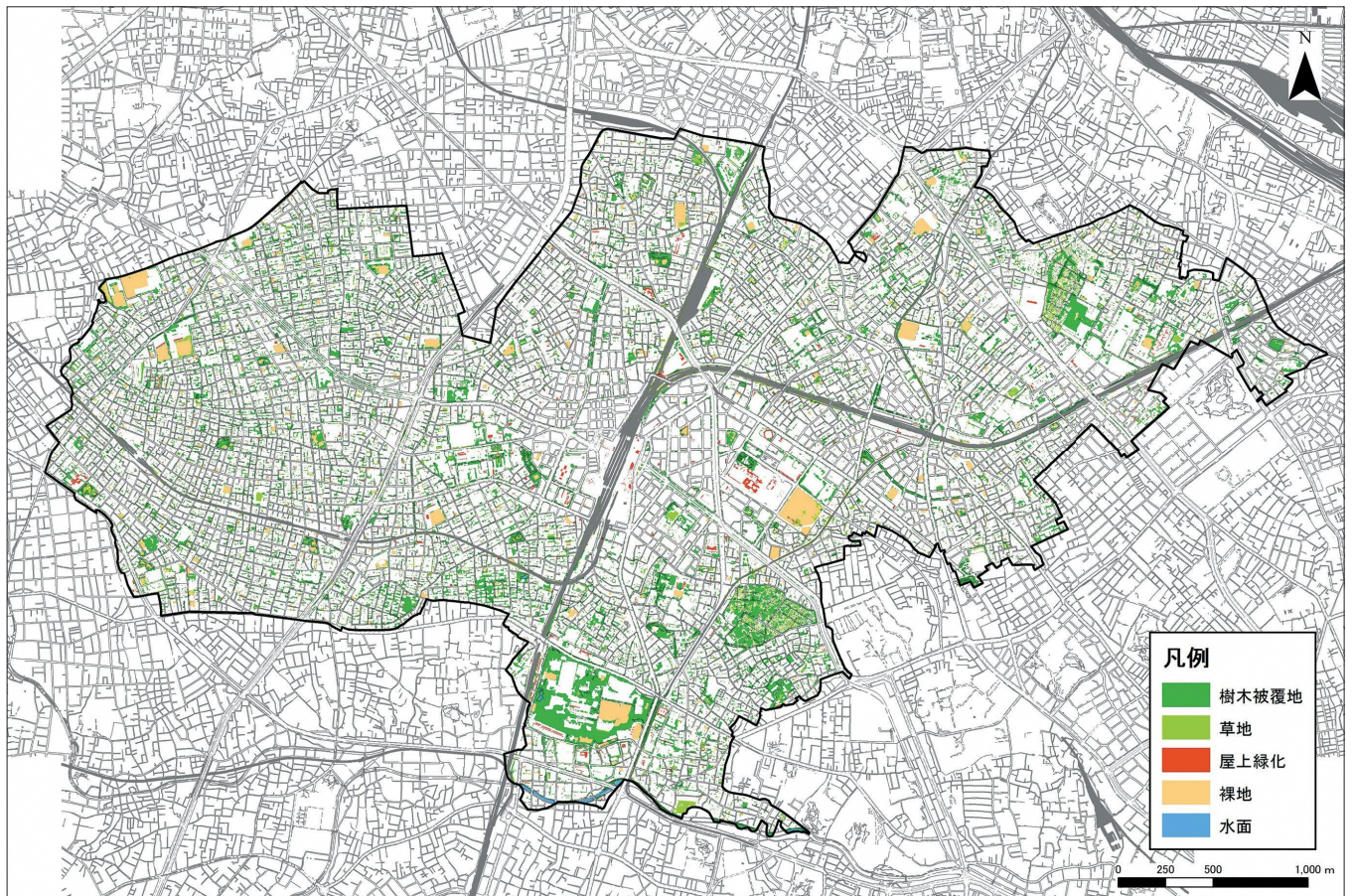
緑被率

項目	面積 (ha)	構成比 (%)
人工構造物被覆地以外	197.71	15.20
緑被地	172.16	13.23
樹木被覆地	151.45	11.64
草地	14.41	1.11
屋上緑地	6.30	0.48
裸地	24.64	1.89
水面	0.91	0.07
人工構造物被覆地	1,103.29	84.80
合計	1,301.0	100.0

出典：「豊島区緑被現況調査報告書」（2019年度）

※1 生物多様性基本法：生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律のこと。

緑被地等分布図



出典：「豊島区緑被現況調査報告書」（2019年度）

②生きものの状況

区が行った生きものの調査の結果によると、建物の軒下や花壇、公園の木の上や池など身の回りの環境に、多くの動植物が生育生息していることが分かっています。

また、区では、区有施設である南長崎はらっぱ公園をはじめ、区立小学校ビオトープ※¹の専門家調査を行っており、国や東京都のレッドリスト※²の掲載種が複数確認されています。都市化が進んだ区内においても、こうした水辺などにおいては、生きものの貴重な生息空間を形成しています。

※1 ビオトープ：特定の生物群集が生存できる環境条件をそなえた地理的な最小単位のこと。ギリシア語の bios（生命、生物）と topos（場所、空間）とを語源とするドイツ語の合成語。日本では、環境復元で創造された生物空間を示す一般用語として用いられる場合が多く、学校ビオトープ・園庭ビオトープや地域の身近な環境を復元するための行政、市民などによるビオトープ創生が、全国的な広がりをみせている。

※2 レッドリスト：絶滅の危機のおそれがある野生生物の現状を、危険度を表すカテゴリー別に示した資料のこと。国際レベルでは、国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国レベルでは、環境省、都道府県レベルでは東京都をはじめ地方公共団体ごとに作成している。



生きもの見どころマップ

豊島区のいろいろな生きものをさがしに行ってみましょう！

ツマグロヒョウモン

ちきゅうおんだんから地球温暖化で南の地方から移動してきたといわれ、近年、区内でもよく見られるようになりました。



みなみながさき
南長崎はらっぱ公園

アズマヒキガエル

2～3月に卵を産みに水辺に来ます。それ以外の時期は物かげや落ち葉の下などにいます。



いけふくろ
池袋の森

ミンミンゼミ
「ミンミンミンミンミン」
と鳴く、おなじみのセミです。



ちばや
千早フラワー公園

めじろ
目白の森



シオカラトンボ

草地などで昆虫をとらえて食べます。水の中に卵を産み、幼虫(ヤゴ)は水の中でくらし



ニホンヤモリ

家のまわりにすんでいて、虫を食べてくれるので、家守(やもり)とよばれます。



モンシロチョウ

幼虫は、キャベツやカブなどアブラナ科の植物の葉を食べて大きくなります。



ショウリョウバッタ

頭のとがったバッタです。オスはとびながら、「キチキチキチ」と鳴きます。草むらで見られます。

そめいれいじん
染井霊園



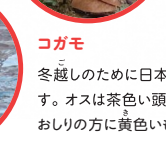
アゲハ(ナミアゲハ)

「豊島の森」に咲いている花のみつを吸いに来ていました。



スマレ

昔は道ばたに普通にはえていました。舗装されていない通路のある雑司ヶ谷霊園では、まだ見られます。



コガモ

冬越しのために日本にやってくる渡り鳥です。オスは茶色い頭で目のまわりが緑色、おしりの方に黄色いようがあります。



出典：「としま生きものガイドブック」(2023年)

また、気候変動の影響は生態系にも影響を及ぼしています。平均気温が昔と比べて上昇することで、自然の中に生息する身近な植物や生きものにも影響が見られます。下記の植物や生きものは豊島区内でも観察できる生物ですが、開花の早まりなど、気候変動の影響を受けています。

ソメイヨシノ

▶1960年代…3月30日頃開花
▶2010年代…3月23日頃開花
60年で約7日早くなっている



イチョウ

▶1960年代…11月15日頃黄葉
▶2010年代…11月25日頃黄葉
60年で約10日遅くなっている



イロハカエデ (イロハモミジ)

▶1950年代…11月11日頃紅葉
▶2010年代…11月29日頃紅葉
70年で約18日遅くなっている



ツマグロヒョウモン

1980年以前は滋賀県や三重県よりも西に生息し、現在は東北地方でも見られるなど、生息域が北上しています。豊島区でも観察されています。

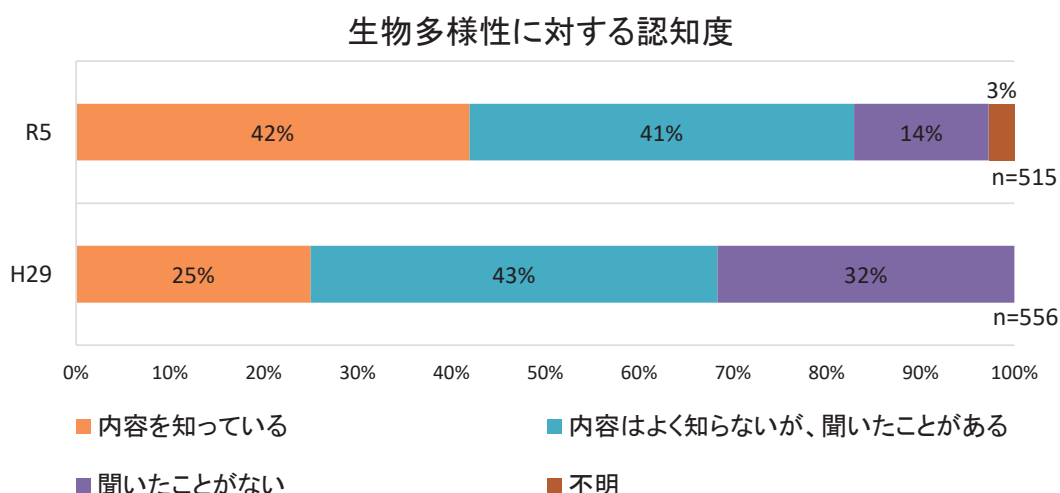


出典：豊島区環境政策課「エコのわ Vol.28」

③生物多様性に対する認知度

区が実施した区民アンケート（豊島区に関するアンケート平成29(2017)年度及び令和5(2023)年度実施）では、生物多様性の「内容を知っている」区民の割合が25%から42%まで上昇し、生物多様性に対する認知度は向上していることがうかがえます。

また、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」区民の割合と合わせると8割を超えており、生物多様性に対する認知度は高くなっています。



2) 生物多様性の取組の状況

①区民参加によるみどりの空間の管理

公園、広場、小中学校の緑縁空間等では地域住民による植物の手入れや清掃などの区民参加による維持管理、公園内の花壇ではみどりの協定団体による花の植えつけや管理などの活動が行われています。

②区民参加型の生きものの調査

身近な自然にふれあい、生物多様性を感じる機会として、区民自身が生きものについて調べる、「としま生きものさがし」（区民参加型調査）を夏期に開催しています。平成27(2015)年度からの累計参加者数は1,195人となりました。令和5(2023)年度には過去最高数の307人の参加をいただくなど、順調に数をのばしています。この参加型調査を通じて、地域の生物多様性の現状を自身で把握していただくとともに、調査で集まった生きもののデータは、環境省運営のWebサイト「いきものログ」にもデータを登録し、広く公開しています。



としま生きものさがし
参加者からの写真